

治安維持法改正法律案特別委員會議事速記錄第二號

(一六三)

昭和十六年二月二十四日(月曜日)午前十一時九分開會

ノ根本原因、多數ノ結合體ヲ結社トシテ
取締リ得ナカッタ實例、類似宗教團體ニシテ
治安維持法ヲ適用シ得ナイデ、不敬其ノ
他ノ個別的犯行トシテ處罰スルニ止メタ實
例、三・一五事件及ビ四・一六事件ノ内容、
思想對策、是等ニ付キマシテハ、情勢說明
ノ際又ハ其ノ後ノ會議ノ際ニ、適當ナ機會
ニ申上ゲタイト存ジマス、尙官廳又ハ重要
會社ニ勤務セル者デアツテ、思想運動ニ關係
シタモノノ數ニ付キマシテハ、既ニ提出シ
テアリマスル資料ノ中、參考資料追加ノ
三、職業別人員表ヲ御覽願ヒタイト存ジマ
スガ、ソレ以上ニ瓦ルコトハ祕密會ニ於キ
マシテ、搜查又ハ豫審ニ關係ノナイ限度ニ
於キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマ
ス、尙御話ノアリマシタ事柄ノ中ニ、私有
財產制度否認ヲ目的トスル團體ハ目下ノ所
ゴザイマセヌ、最後ニ申上ゲマスガ、情勢
説明ハ成ルベク公開ノ席デ述ベルヤウニト
云フ御要求デゴザイマシテ、誠ニ御尤モナ
コトデアリマスルノデ、成ルベク左様ニ致
シタイト存ジマシテ、色々御説明ノ方法ニ
付テ研究ヲ致シテ見タノデゴザイマスガ、
何分ニモ現下ノヤウナ時局デアリマスルノ
デ、新聞等ニ掲載セラレマスル時ハ、意外
ノ反響ヲ起スヤウナ虞レモゴザイマスバカ
リデナク、公表シテ宜イモノト、公表出來
ナイモノトヲ分ケテ、御説明申上ゲルコト
祕密會デ申上ゲル外ハナイト存ジマス、唯
三・一五事件及四・一五事件ノ内容ハ、是ハ

過去ノコトデゴザイマスノデ、此ノ分ダハ
ハ公開ノ席デ御説明ヲ申上ゲタイト存ジ
ス、ドウゾ何分其ノ様ニ御了承ヲ願ヒタク
ト存ジマス、ソレデハ是カラ最近ノ思想運
動情勢ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲタイト
存ジマス、御説明ハ一、所謂三・一五事件
支那大陸ニ於ケル邦人共産主義者ノ活動狀況、
四・一六事件ノ概要、二、最近ニ於ケル「
ミンテルン」ノ我國ニ對スル策動狀況、四、
五、最近ニ於ケル民族的運動ノ概況、
六、類似宗教運動ノ情勢、七、最近ニ於ケ
ル思想犯罪續發ノ原因、サウエフ順序ニ從
テ申上ゲタイト存ジマス、此ノ中先程モ申
上ゲマシタヤウニ、所謂三・一五事件及四
一六事件ノ概要以外ハ、祕密會テ申上ゲタ
イト存ズルノデアリマスガ、最近ノ運動情勢ハ
内地ト大陸トガ密接ニ結ビ付イテ居リマスベ
カリデナク、相當複雜ニナッテ居リマスルノ
デ可ナリ長イ時間ヲ要スルカト思ヒマスガ
ドウゾ此ノ點惡シカラズ御了承ヲ願ヒタク
ト存ジマス、ソレデハ先ヅ所謂三・一五事件
及四・一六事件ノ概要ニ付テ申上ゲマス、第
一次日本共產黨ハ大正十一年七月堺利彦、
徳田球一、佐野學、荒烟勝三、近藤榮藏、高
津正道等ニ依リマシテ結成セラレタモノノ
アリマシテ、宮廷寺社、大地主ノ土地沒收
等ヲ其ノ綱領ニ掲グマシテ、同年十一月開
催セラレマシタ「コミニテルン」ノ第四回世
界大會ニ於キマシテ、「コミニテルン」ノ
本支部タルコトヲ承認セラレマシテ、爾後

川「イズム」ヲ指導精神トシテ居マシタノニ反シマシテ、第一次共産黨ハ所謂福本「イズム」ノ上ニ立ッテ居タノデアリマス、然ルニ結黨直後福本「イズム」ニ對スル反對ガ黨内カラ發生シマシテ、渡邊ヲ中心トセル所謂勞働者派ガ反對ヲ唱ヘタバカリデナク、福本「イズム」ニ立脚スル此ノ奇矯過激ナ言動ハ徒ニ分裂紛亂ヲ招キマシテ、一般勞働者ノ背反ヲ激成スルニ至リマシテ、黨内ノ對立ハ段々熾烈化スルニ至リマシタノデ、此ノ對立ヲ解決スル爲ニ「コミニテルン」ノ批判ヲ受クルコトガ必要トナリマシテ、福本、渡邊、徳田、佐野文夫等ハ昭和二年ノ二月極祕裡ニ入露致シ、同年七月開催セラレマシタ「コミニテルン」日本問題特別委員會ニ於テ其ノ批判検討ガ行ハレタ結果、日本共產黨ハ宗派的精神ニ累ヒセラレ、共產黨ノ役割及勞働運動ニ於ケル重要ナル役割ト云フモノヲ過少ニ評價シテ居ル、又理論的要素ヲ過當ニ主張シ過ギテ、知識階級ヲ過重ニ評價シ、共產黨ヲ大衆カラ戰術的ニ孤立セシメタノダト、斯ウ云フ風ニナシマシテ、今後日本共產黨ハ其ノ理論的政治的水準ノ向上ニ努力スルト共ニ、黨ヲシテ最モ大衆的ナルモノタラシメ、日本「プロレタリアート」ノ總テノ進歩的、革命的要素ヲ黨内ニ把握シナケレバナラナイ、黨ハ其ノ目的ニ於テモ其ノ構成ニ於テモ勞働者ノ黨デナケレバナラナイトシマシテ、日本共產黨ノ中心「スローガン」ヲ勞働者、農民ノ政府ノ樹立、「プロレタリアート」獨裁ト云フヤウニ定メマシテ、尙要求「スローガン」トシテ帝國主義戰爭ノ危機ニ對スル鬭争、支那革命カラ手ヲ引ケ、「ソヴィエット」同盟ノ擁

シニシマシテ、此ノ兩者ヲ結合スルヤウニ努力スベシト云フ指令ヲ發シタノデアリマス、之ガ即チ所謂七月「テーゼ」又ハ二十七年「テーゼ」ト言ハレルモノデアリマス、福本等ハ此ノ「テーゼ」ヲ携ヘマシテ歸國シ、同年十二月栃木縣日光山中ニ開催セラレマシタ中央委員會ニ於テ右ノ「テーゼ」ヲ承認シ、之ニ從ヒ政治「テーゼ」、組織「テーゼ」ナドヲ作成シマシテ黨ノ再組織ヲ行ツタノデアリマス、即チ勞働者大衆ニ基礎ヲ置キ、工場細胞ヲ以テ黨ノ基礎組織ト爲ス方針ノ下ニ、細胞地區委員會、地方委員會、中央委員會各機關ヲ設ケ民主主義的中央集權主義ニ依リ下方ヨリ順次上方ニ活動ヲ反映セシムルコトトシマシテ、大衆團體内ニ「フラクション」ヲ設ケ、之ガ左翼化ヲ考ヘマシテ、昭和三年一月カラハ非合法ナル黨中央機關紙トシテ「赤旗」ヲ創刊シ、黨ノ存在及政策ノ宣傳、黨員獲得ニ努メタル外、同年二月施行セラマシタ第一回ノ普選ニ當ツテハ、渡邊政之輔ヲ委員長トスル選舉統制委員會ヲ設ケマシテ、黨ノ大衆化ヲ圖ル爲、共產黨獨自ノ候補者ヲ立て、過激ナル「ストーリー」ヲ掲ゲマシテ、表面運動ニ進出スル等、其ノ組織影響ノ擴大強化ノ爲ニ、全勢力ヲ傾注スルト共ニ、黨大會開催ノ準備ヲ進メテ居ツタノデアリマシテ、日本共產黨ノ署名ト其ノ矯激ナル政策ナドタノモ、此ノ時ノコトデアリマス、斯様ニモ電柱ニモ將又便所ノ中ニ迄貼付サレ、赤旗ヲ初メ各種ノ不穏文書ガ各地ニ發見サレ大衆ノ前ニ其ノ全貌ヲ現サムトシマシタ日本共產黨ニ對シ、同年三月十五日早曉ヲ期本共產黨ニ對シ、同年三月十五日早曉ヲ期

シテ、一道三府二十七縣ニ瓦ツテ「齊檢學
ガ斷行セラレマシタガ「之」ガ世ニ所謂四・一
五事件デアリマシテ、檢舉セラレタ者ノ數
ハ凡ソ三千名、其ノ内治安維持法違反トシ
テ起訴セラレタ者ハ四百八十四名ノ多キニ
達シマシタ、此ノ大檢舉ニ依リマシテ、黨ノ
組織ハ壞滅ニ瀕シ、一時其ノ活動ヲ中止ス
ルニ至ツタノデアリマスガ、黨常任中央委員
デアリマス渡邊政之輔、鍋山貞親、國領伍
一郎、中尾勝男、關東ノ村尾蘢男、信越ノ
河合悅三、北海道ノ三田村四郎、九州ノ藤井
哲夫等ノ各地方委員長ヘ、何レモ巧ニ檢舉ヲ
免レマシテ、佐野學ハ檢舉ノ前日上海ニ向ヒ、
市川正一ハ當時「モスコウ」ニ滯在中デアッ
タ爲ニ、首腦部ノ大部分ハ未檢舉ニ終ツタ
ノデアリマス、渡邊政之輔ハ中尾勝男ト共
ニ中央事務局ヲ構成シマシテ、同志トノ連
絡回復ニ努ムルト共ニ、三月二十二日岩田
義道ヲ上海ニ派遣シ、「ヨミンテルン」極東
事務局ニ檢舉狀況ヲ報告セシメタノデアリ
マス、其ノ結果「ヨミンテルン」本部ハ、黨
再建ノ爲、當時「クートベー」(東洋勤勞者共
産主義大學)ニ在學中ノ相馬一郎、酒井定吉
分子ト連絡ヲ圖リ、黨再建ヲ圖ツタノデア
リマスガ、三月ヨリ四月ニ亘ツテ中尾勝男、
門屋博、八月ニハ河合悅三、岩田義道、十
月ニハ國領伍一郎等ガ相次デ檢舉セラレ、
トル」ヲ以テ巡查ヲ射殺致シ、其ノ場ニ於
テ「ピストル」自殺ヲ遂ゲマシテ、黨ノ最高

幹部デアッタ佐野學、市川正一、鍋山貞親
ハ當時海外ニ在ツタ爲ニ、三田村四郎ガ黨臨
時指導部ヲ作リマシテ、黨員トノ連絡、檢
舉對策、國外幹部トノ連絡ニ當ツテ居ツ
タノデアリマス、市川正一ハ「コミニンテル
ン」ニ於テ再建方針ヲ協議シ、上海ニテ活
動資金ヲ受取リマシテ、昭和四年四月
歸國スルヤ直チニ自ラ首領トナリマシテ、
三田村四郎、間庭末吉、砂間一良、高橋貞
樹ト共ニ、十一月中旬中央事務局ヲ構
成シ、赤旗ヲ再刊致シマシテ、新タニ赤旗
「パンフレット」ヲ發行スルナド、先づ文書
活動ヲ開始シ、次イデ殘黨員ノ糾合ト新加
入者獲得ニ努メタノデアリマスガ、昭和四
年二月鍋山ガ歸國シマシタノデ、市川、鍋
山、三田村ノ三名ヲ以テ最高指導部ヲ構成
シ、黨活動ヲ統轄シタノデアリマス、中央
事務局ハ昭和四年一月以來、關東、關西、
九州、東北、北海道ニ巡回「オルグ」ヲ派遣
シ、印刷物ノ配布、情報蒐集、黨員、「エー
ゼント」、「シン・ハイザード」ノ獲得、「アド
レス」ノ設定ナド、組織ノ擴大ニ努メタ結
果、黨勢ガ急速ニ伸張シマシテ、組織著手
後三箇月ニシテ黨ノ各種文書ハ殆ド全國ノ
重要地ニ頒布セラレ、昭和四年三月ニハ地
方ニ於ケル黨員ノ數ダケデモ百餘名ノ多キ
ニ達シタノデアリマス、中央事務局ハ東京
ニ地方委員會ヲ設ケ、大阪、神戸、其ノ他各
地ニ黨細胞又ハ其ノ準備會ヲ設ケルナド、
順次組織ヲ整備スルト共ニ、昭和四年三月
行ハレマシタ東京市會議員選舉ニ際シテハ
「革命的勞動者ヲ市會ニ送レ」ト云フガ如キ
矯激ナル「ビラ」、「ポスター」ナドヲ、選舉
鬭爭同盟東京中央委員會ノ署名ヲ以チマシ
テ全市ニ頒布シ、解放運動、犠牲者救援會

ノ左翼化ヲ圖リ、日本勞動組合全國協議會
ヲ結成スル等、其ノ活動ガ漸ク全國的トナ
リマシテ、且表面化スルニ致リマシタノ
デ、昭和四年四月十六日、一道三府二十四
縣ニ亘リ一齊檢舉ガ斷行セラレタノデアリ
マス、之ガ所謂四・一六事件デアリマスガ、
當日檢舉シタ者ハ約七百名ニ達シ、其ノ後
モ檢舉ヲ續行シ、同月二十七日、市川正
一、同月二十九日鍋山貞親、三田村四郎ヲ
檢舉シタ外、六月十六日上海ニ於テ佐野學
ガ逮捕セラルル等、黨首腦部ハ殆ド全部檢
舉セラレ、之ニ依テ日本共產黨ハ全面的
ニ崩壊ノ運命ヲ辿ルニ至ツタノデアリマス、
以上ガ三・一五、四・一六事件ノ概況デゴザ
イマス、次ニ最近ニ於ケル左翼運動ノ狀況
ト其ノ特徴ヲ申上ゲマスガ、是カラ先ハド
ウゾ祕密會ニ御願ヒ致シマス
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ祕密
會ニ致シタイト思ヒマス、議員、國務大臣、
議事ニ關スル政府委員及ビ事務ヲ執ル者ノ
外ハ退場ヲ願ヒタイト思ヒマス
午前十時三十八分祕密會ニ移ル
午後零時二分祕密會ヲ終ル
○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ祕密
會ヲ閉ヂマス、午前ハ此ノ程度ニ止メテ置
キマシテ、午後ハ一時半カラ開會致シマ
ズ、休憩致シマス
午後零時三分休憩

出席者左ノ如シ	委員長	伯爵兒玉秀雄君	秀雄君	午後三時三十六分祕密會ヲ終ル
委員	公爵二條	弼基君	弼基君	午後三時三十七分散會
副委員長	侯爵井上	三郎君	三郎君	○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ祕密
男爵渡邊	修二君	長景君	長景君	會ニ致シタイト思ヒマス、議員、國務大臣、
子爵岡部	子爵岡部	清賢君	清賢君	議事ニ關スル政府委員及ビ事務ヲ執ル者ノ
子爵舟橋	織田	萬君	萬君	外ハ退場ヲ願ヒタイト思ヒマス
田口	男爵井田	磐桶君	磐桶君	午前十時三十八分祕密會ニ移ル
堀切善次郎君	竹下	弼一君	弼一君	午後零時二分祕密會ヲ終ル
山隈	康君	伊江	朝助君	○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ祕密
上野喜左衛門君	次田大三郎君	長岡隆一郎君	茂樹君	會ヲ閉ヂマス、午前ハ此ノ程度ニ止メテ置
柳川	秋山	竹下	要君	キマシテ、午後ハ一時半カラ開會致シマ
平助君	山隈	豊次君	太田	ズ、休憩致シマス
國務大臣	司法大臣	伊江	耐造君	ニ引續キマシテ開會致シマス、祕密會ニ致シ
政府委員	司法省法務局長	朝助君		タイト思ヒマスルノデ、國務大臣、議員、
海軍省法務局長	司法省刑事局長	長岡		關係ノアル政府委員及ビ關係ノアル事務員
潮見	秋山	豊次君		
茂樹君	要君	康君		
要君	太田	伊江		
耐造君		朝助君		

昭和十六年二月二十六日印刷

昭和十六年二月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局